

継続申請手続に必要な書類について

継続申請手続に必要な書類一覧（原則原本の提出をお願いいたします）

全員提出が必要な書類・・・1～5

1 【1】指定難病の医療給付に係る支給認定申請書及び指定難病登録者証の交付申請書

※ 収入状況申告書が裏面にあります。市町村民税非課税の方は必ずこちらもご記入ください。

2 臨床調査個人票（診断書）（記載日から6か月以内のもの）

- ※ 臨床調査個人票を作成できるのは指定医（難病指定医または協力難病指定医）だけです。かかりつけ医が指定医かどうかご確認ください。
- ※ 臨床調査個人票の内容が認定要件に合致しない場合や記載不備等がある場合、医療給付の認定をすることができません。作成を依頼する際は、要件等について指定医にご確認ください。
- ※ 埼玉県外の都道府県及び指定都市が指定する指定医が作成した臨床調査個人票も有効です。
- ※ 指定医でない医師が作成した臨床調査個人票では、医療給付の申請をすることができません。
- ※ 臨床調査個人票のオンライン化に伴い、「疾患名、アクセスキー、氏名、記載年月日、診断年月日」のみが記載された様式を医療機関から発行される場合があります。こちらの様式も臨床調査個人票として扱うことが可能です。
- ※ 臨床調査個人票作成に係る文書料は医療給付の対象となりません。
- ※ 一部疾病には、CTなどの添付資料が必要です。

3 世帯全員の記載がある住民票（申請日から1年以内に発行されたもの）

世帯全員の住民票には一人世帯でも必ず「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します」という文言が記載されています。この文言がある住民票を取得してください。

4 健康保険証のコピー

- 資料番号【2】「健康保険証貼付台紙」に貼って提出してください。
- ※ 患者以外にコピーが必要な場合がございます。
 - ※ 健康保険証は、申請日時点で有効なものに限ります。

5 令和6年度市町村・県民税課税（非課税）証明書

（市町村民税非課税の場合）資料番号【1】「指定難病の医療給付に係る支給認定申請書」の裏面にある収入状況申告書の記入及び同書記載の書類が必要です。

※ 必要な課税証明書は、患者本人のみとは限りませんので、次頁のフローチャートを確認してください。

該当者のみが必要な書類・・・6～10

6 自己負担上限月額管理票（黄色い手帳）のコピー

「軽症者特例」又は「高額かつ長期」に該当する方は必ず提出してください。医療費記入済みの頁をコピーし、資料番号【3】「管理票等写し提出用紙」を先頭につけて提出してください。小児慢性特定疾病の受給者の方は、その管理票のコピーも併せて提出してください。

7 生活保護等受給者、境界層該当者であることを証明する書類

福祉事務所で発行される生活保護受給証明書、境界層該当者であることを証明する書類、中国残留邦人等の支援給付を証明する書類

8 下記該当受給者証のコピー ※申請手続中の場合は、当該申請書のコピー

- ・患者と同じ健康保険の方で難病の受給者がいる場合、その方の受給者証のコピー
- ・患者又は患者と同じ健康保険の方で小児慢性特定疾病医療の受給者がいる場合、その方の小児慢性受給者証のコピー

9 現在お持ちの受給者証の内容に変更のある方の書類

変更がある方は保健所に提出してください。

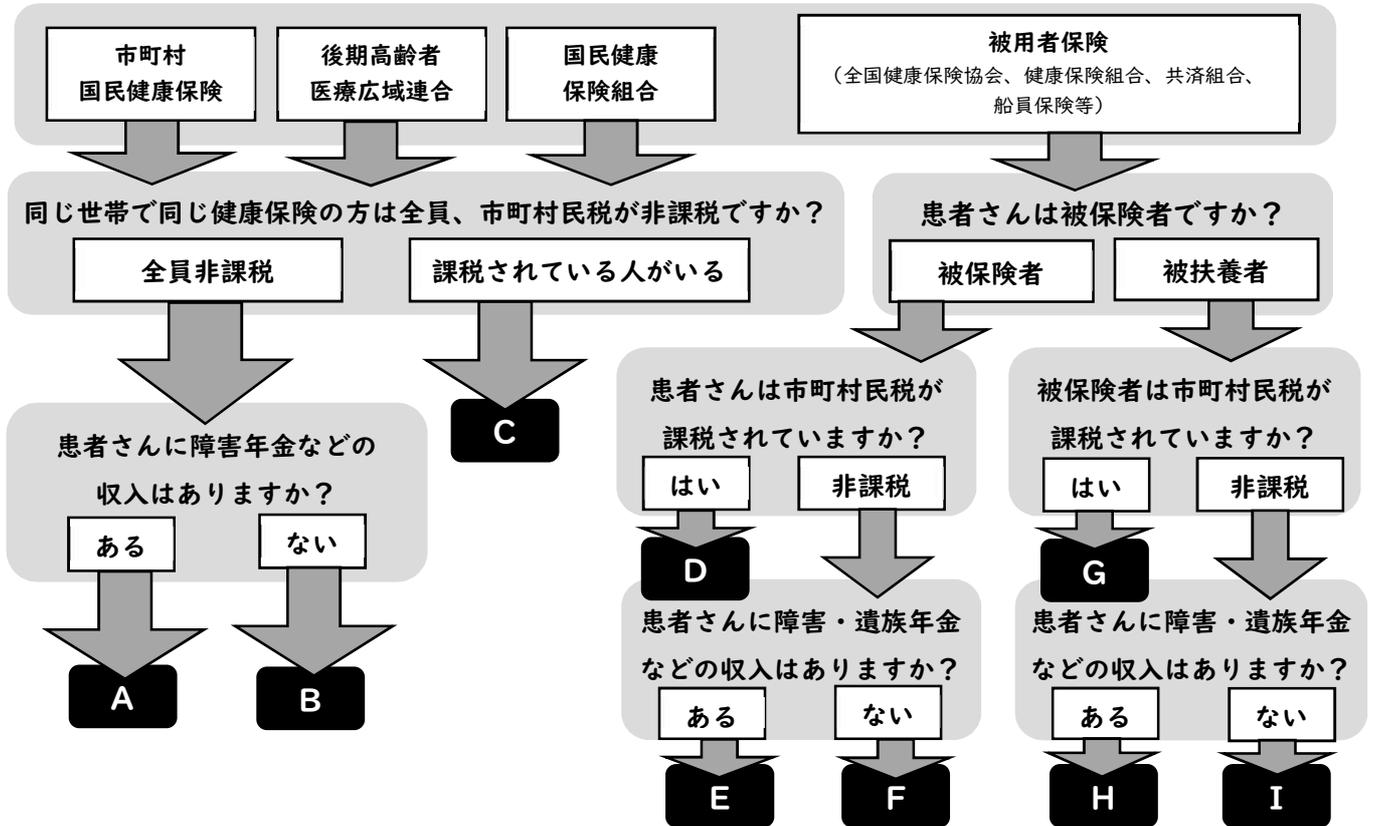
10 人工呼吸器装着としての申請をされる方の書類

「人工呼吸器等装着者としての申請」を確認してください。

健康保険証と課税証明書のフローチャート

前頁4と5は、患者さんがお持ちの健康保険証により提出していただく書類が異なります。

患者さんはどの健康保険証をお持ちですか？



4 必要とする健康保険証		5 必要な課税証明書及び年金等の収入がわかる証明書類	
A	同じ世帯の方で 同じ健康保険の方 全員分のコピー	・同じ健康保険の方全員分の課税証明書	A
B		・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書	
C		・同じ健康保険の方全員分の課税証明書	
D	患者さん (被保険者)分 のコピー	・患者さんの課税証明書	D
E		・患者さんの課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書	E
F		・患者さんの課税証明書 ・患者さんの収入状況申告書	F
G	患者さん分 のコピー	・被保険者の課税証明書	G
H		・被保険者及び患者さんの課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書	H
I		・被保険者及び患者さんの課税証明書 ・患者さんの収入状況申告書	I

※ 課税証明書について、義務教育終了前の子で証明書記載の扶養人数に含まれている場合は省略可能です。

【参考】各市町村の課税証明書の名称一覧（R6.4 時点）

課税証明書または非課税証明書を取得する際に参考にしてください。

※ 収入・所得金額、各種控除額、市町村・県民税額（所得割、均等割）の全てが明記されている証明書を取得してください。

※ 市町村窓口では発行手数料がかかります（申請者の負担になります。）。

※ 必要な課税証明書は、患者本人のみとは限りませんので、必ず「継続申請のお知らせ」の6頁目を確認してください。

管轄	市町村名	課税証明書の名称
南部保健所	蕨市	市民税・県民税(非)課税証明書
	戸田市	市・県民税(非)課税証明書
朝霞保健所	朝霞市	市県民税課税所得証明書
	志木市	市県民税課税証明書
	和光市	住民税決定証明書
	新座市	所得・課税証明書
	富士見市	市民税・県民税課税証明書
	ふじみ野市	市民税・県民税課税証明書
	三芳町	課税証明書
春日部保健所	春日部市	市民税・県民税課税証明書
	松伏町	所得・課税・扶養 証明書
草加保健所	草加市	(非)課税証明書
	八潮市	課税・所得証明書 または 非課税証明書
	三郷市	課税(所得)証明書 または 非課税証明書
	吉川市	市民税・県民税 (非)課税(所得)証明書
鴻巣保健所	鴻巣市	所得・課税証明書
	上尾市	課税(非課税)証明書
	桶川市	市県民税(非)課税証明書
	北本市	市県民税課税(所得)証明書 または 市県民税非課税証明書
	伊奈町	所得・(非)課税証明書
東松山保健所	東松山市	住民税決定証明書
	滑川町	所得・課税証明書
	嵐山町	住民税決定証明書
	小川町	住民税決定証明書
	川島町	課税証明書
	吉見町	住民税決定証明書
	ときがわ町	住民税決定証明書
	東秩父村	所得・課税証明書
坂戸保健所	坂戸市	課税証明書
	鶴ヶ島市	課税(非課税・所得)証明書
	毛呂山町	所得(非)課税証明書
	越生町	住民税決定証明書
	鳩山町	所得・課税証明書

管轄	市町村名	課税証明書の名称	
狭山保健所	所沢市	市県民税所得課税証明書	
	飯能市	課税(非課税)・所得証明書	
	狭山市	市・県民税課税(非課税)証明書	
	入間市	市・県民税課税(非課税)証明書	
	日高市	市民税・県民税 課税(非課税)証明書	
加須保健所	行田市	所得課税証明書	
	加須市	所得・課税証明書	
	羽生市	市県民税所得課税証明書	
幸手保健所	久喜市	市民税・県民税所得証明書	
	蓮田市	課税証明書	
	幸手市	住民税決定(課税・非課税)証明書	
	白岡市	市県民税課税所得証明書	
	宮代町	住民税決定(課税)証明書	
	杉戸町	住民税決定証明書	
熊谷保健所	熊谷市	市民税・県民税課税証明書	
	深谷市	課税(所得)証明書	
	寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書	
本庄保健所	本庄市	所得・課税証明書	
	美里町	課税証明書	
	神川町	所得・課税証明書	
	上里町	課税証明書	
	秩父保健所	秩父市	所得・課税証明書
横瀬町		住民税決定証明書	
皆野町		町県民税課税台帳記載事項証明 (所得証明)	
長瀬町		所得(課税)証明書	
小鹿野町		町民税・県民税所得・課税証明	
川越市保健所		川越市	市民税・県民税(非)課税証明書
川口市保健所		川口市	市民税・県民税(非)課税証明書
越谷市保健所	越谷市	市民税・県民税(非)課税証明書	

○ 人工呼吸器等装着者としての申請

人工呼吸器等装着者として申請する場合には、人工呼吸器等に係る欄に記載がある臨床調査個人票をご提出ください。

人工呼吸器等装着者として認定を受けるには、臨床調査個人票の人工呼吸器等に係る欄の記載が、次の要件を満たすことが必要となります。なお、認定は、指定難病に起因して人工呼吸器等を装着している場合に限られます。

< 指定難病に起因して人工呼吸器を装着している場合の要件 >

「■人工呼吸器に関する事項」のうち、次の①～④の項目全てに該当すること。

- ① 人工呼吸器装着の有無 … 「1. あり」に該当
- ② 施行状況… 「3. 一日中施行」に該当
- ③ 離脱の見込み… 「2. なし」に該当
- ④ 生活状況… いずれも 「部分介助」又は「全介助」に該当

< 指定難病に起因して体外式補助人工心臓*を装着している場合の要件 >

* ペースメーカーではありません。

- いずれかに該当
- ・ 「■ 体外式補助人工心臓に関する事項」の使用の有無… 「1. あり」に該当
 - ・ 「■ 治療その他」の補助循環の欄… 「1. あり」及び「2. 体外式」に該当